

三木町告示第 208 号

三木町有害獣捕獲助成事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 11 月 11 日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第 76 号

三木町有害獣捕獲助成事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

三木町有害獣捕獲助成事業費補助金交付要綱（平成 27 年三木町要綱第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「又はニホンジカ」を削り、「10,000 円」を「12,000 円」に、「5,000 円」を「6,000 円」に改め、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 野生のニホンジカを捕獲した場合 1 頭当たり成獣 10,000 円、幼獣 5,000 円を上限とする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 15 日から施行する。